「労働災害の現状と対策」及び「全国安全週間実施要綱」について

追加：熱中症にかかる法改正等について

栃木労働基準監督署　安全衛生課　池田

労働災害の現状

令和7年災害状況（栃木労働基準監督署）

令和７年 業種別労働災害発生状況

（令和７年　４月末現在）

新型コロナウィルス感染症に関連した件数を除く

栃木労働基準監督署

	令和６年		令和７年		増減数		増減率(%)	構成比(%)
	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
全産業計	153	1	173	1	20	0	13.1	100.0
製造業計	33		62		29		87.9	35.8
食料品製造業	7		15		8		114.3	8.7
繊維製品製造業	0		1		1		＋∞	0.6
木材木製品製造業	2		1		−1		−50.0	0.6
家具装備品製造業	0		0				±0	0.0
化学工業	5		7		2		40.0	4.0
うちプラスチック製品製造業	2		0		−2		−100.0	0.0
窯業土石製品製造業	2		5		3		150.0	2.9
金属製品製造業	7		9		2		28.6	5.2
一般機械器具製造業	2		2		0		±0	1.2
電気機械器具製造業	4		4		0		±0	2.3
輸送用機械器具製造業	2		14		12		600.0	8.1
上記以外の製造業	2		4		2		100.0	2.3
土石採取業・鉱業	4		5	1	1	1	25.0	2.9
建設業計	14	1	18		4	−1	28.6	10.4
土木工事業	4		5		1		25.0	2.9
建築工事業	5		9		4		80.0	5.2
うち木造建築工事関連事業	0		2		2		＋∞	1.2
その他の建設業	5	1	4		−1	−1	−20.0	2.3
交通運輸業計	3		1		−2		−66.7	0.6
道路貨物運送・貨物取扱い業計	28		25		−3		−10.7	14.5
林業	1		0		−1		−100.0	0.0
農業・畜産業・水産業	3		1		−2		−66.7	0.6
第三次産業計	67		61		−6		−9.0	35.3
小売業	18		14		−4		−22.2	8.1
社会福祉施設	5		9		4		80.0	5.2
飲食店	6		3		−3		−50.0	1.7

（注）　１.本表は、労働者死傷病報告に基づく休業４日以上の労働災害件数を集計したもの。
２.死亡件数は内数である。

令和7年災害状況（栃木労働基準監督署）

令和７年 第三次産業の労働災害発生状況

（ 令和７年　４月末現在）

新型コロナウィルス感染症に関連した件数を除く

栃木労働基準監督署

	令和６年		令和７年		増減数		増減率(%)	構成比(%)
	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
商業	31		18		−13		−41.9	29.5
各種商品小売	2		5		3		150.0	8.2
新聞販売	3		1		−2		−66.7	1.6
金融広告業	1		0		−1		−100.0	0.0
金融業	1		0		−1		−100.0	0.0
広告・あっせん	0		0		0		±0	0.0
映画演劇業	0		0		0		±0	0.0
通信業	6		4		−2		−33.3	6.6
教育研究業	1		1		0		±0	1.6
保健衛生業	7		11		4		57.1	18.0
医療保健業	1		1		0		±0	1.6
社会福祉施設	5		9		4		80.0	14.8
接客娯楽業	11		9		−2		−18.2	14.8
ゴルフ場	0		4		4		＋∞	6.6
旅館業	1		1		0		±0	1.6
清掃・と畜業	7		14		7		100.0	23.0
ビル清掃	3		4		1		33.3	6.6
その他の事業	3		4		1		33.3	6.6
警備業	1		0		−1		−100.0	0.0
派遣業	0		0		0		±0	0.0
合計	67		61		−6		−9.0	100.0

（注）１．休業４日以上の労働者死傷病報告による労働災害集計分
２．死亡者数は内数
３．派遣業は合計件数には含まない。

令和6年災害状況（確定）（栃木労働基準監督署）

令和６年 業種別労働災害発生状況

（確定値）

新型コロナウィルス感染症に関連した件数を除く

栃木労働基準監督署

	令和５年		令和６年		増減数		増減率(%)	構成比(%)
	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
全産業計	701	7	640	9	−61	2	−8.7	100.0
製造業計	216	3	170	2	−46	−1	−21.3	26.6
食料品製造業	55	1	34	1	−21	0	−38.2	5.3
繊維製品製造業	3		0		−3		−100.0	0.0
木材木製品製造業	11		4		−7		−63.6	0.6
家具装備品製造業	0		0				±0	0.0
化学工業	28	1	23		−5	−1	−17.9	3.6
うちプラスチック製品製造業	16		11		−5		−31.3	1.7
窯業土石製品製造業	10	1	14		4	−1	40.0	2.2
金属製品製造業	45		33		−12		−26.7	5.2
一般機械器具製造業	11		10		−1		−9.1	1.6
電気機械器具製造業	10		9		−1		−10.0	1.4
輸送用機械器具製造業	21		24		3		14.3	3.8
上記以外の製造業	22		19	1	−3	1	−13.6	3.0
土石採取業・鉱業	10		8		−2		−20.0	1.3
建設業計	58		54	3	−4	3	−6.9	8.4
土木工事業	17		8		−9		−52.9	1.3
建築工事業	32		24		−8		−25.0	3.8
うち木造建築工事関連事業	5		2		−3		−60.0	0.3
その他の建設業	9		22	3	13	3	144.4	3.4
交通運輸業計	4		6		2		50.0	0.9
道路貨物運送・貨物取扱い業計	90	3	84	1	−6	−2	−6.7	13.1
林業	3		2		−1		−33.3	0.3
農業・畜産業・水産業	8		7		−1		−12.5	1.1
第三次産業計	312	1	309	3	−3	2	−1.0	48.3
小売業	78		76		−2		−2.6	11.9
社会福祉施設	65		54		−11		−16.9	8.4
飲食店	24		22		−2		−8.3	3.4

(注) 1．本表は、労働者死傷病報告に基づく休業４日以上の労働災害件数を集計したもの
2．死亡件数は内数である

令和6年災害状況（確定）（栃木労働基準監督署）

令和６年 第三次産業の労働災害発生状況

（確定値）

新型コロナウィルス感染症に関連した件数を除く

栃木労働基準監督署

	令和５年		令和６年		増減数		増減率(%)	構成比(%)
	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
商業	107		112	2	5	2	4.7	36.2
各種商品小売	17		12		−5		−29.4	3.9
新聞販売	7		9	1	2	1	28.6	2.9
金融広告業	1		6		5		500.0	1.9
金融業	1		6		5		500.0	1.9
広告・あっせん					0		±0	0.0
映画演劇業					0		±0	0.0
通信業	13		19		6		46.2	6.1
教育研究業	6		17		11		183.3	5.5
保健衛生業	84		64		−20		−23.8	20.7
医療保健業	17		8		−9		−52.9	2.6
社会福祉施設	65		54		−11		−16.9	17.5
接客娯楽業	48		50		2		4.2	16.2
ゴルフ場	15		15		0		±0	4.9
旅館業	3		3		0		±0	1.0
清掃・と畜業	26		26		0		±0	8.4
ビル清掃	6		7		1		16.7	2.3
その他の事業	27	1	15	1	−12	0	−44.4	4.9
警備業	2		3	1	1	1	50.0	1.0
派遣業					0		±0	0.0
合計	312	1	309	3	−3	2	−1.0	100.0

(注) 1．休業４日以上の労働者死傷病報告による労働災害集計分
2．死亡者数は内数
3．派遣労働者のうち派遣元事業者が提出した労働者死傷病報告は含まない

令和6年災害状況（型別）（上位4件）

- ・1位　転倒・・・159件
- 業種別上位・・・小売業（31件）
- 社会福祉施設（18件）
- 道路貨物運送（13件）
- 食料品製造業（12件）
- ・2位　墜落・転落・・・108件
- 業種別上位・・・道路貨物運送（29件）
- 建設工事業　（11件）
- その他の建設（ 7 件）
- 小売業　（ 5 件）

令和6年災害状況（型別）（上位4件）

- ・3位　動作の反動・無理な動作・・・88件
- 業種別上位・・・社会福祉施設（16件）
- 小売業　（ 9 件）
- 道路貨物運送（ 7 件）
- ・4位　はさまれ・巻き込まれ・・・65件
- 業種別上位・・・金属製品製造業（8件）
- 食料品製造業　（7件）
- 小売業　（6件）
- 化学工業　（5件）

令和6年災害状況（年齢別）

- ・　～19歳　6件
- ・20～30歳　59件
- ・30～40歳　105件
- ・40～50歳　109件
- ・50～60歳　199件
- ・60～70歳　111件
- ・70歳～　74件

※傾向として50歳以上の災害が多い

対策

- ・リスクアセスメントの導入　※
- （危険の洗い出し，ヒヤリハット箇所についての周知，
- 転倒しそうな箇所（危険因子）を無くす。）
- ・安全教育の徹底
- ・不安全行動の徹底排除
- ・エイジフレンドリーによりガイドラインの徹底※

リスクアセスメントは、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法です。労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針では、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」の実施、いわゆるリスクアセスメント等の実施が明記されていますが、平成 18 年 4 月 1 日以降、その実施が労働安全衛生法第 28 条の 2 により努力義務化されました。また、その具体的な進め方については、同条第 2 項に基づき、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が示されています。

1 なぜリスクアセスメントが必要か

① 従来の労働災害防止対策は、発生した労働災害の原因を調査し、類似災害の再発防止対策を確立し、各職場に徹底していくという手法が基本でしたが、災害が発生していない職場であっても作業の潜在的な危険性や有害性は存在しており、**これが放置されると、いつかは労働災害が発生する可能性**がありました。

② 技術の進展等により、多種多様な機械設備や化学物質等が生産現場で用いられるようになり、その**危険性や有害性が多様化**してきました。

これからの安全衛生対策は、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に適確な安全衛生対策を講ずることが不可欠であり、これに応えたのが**職場のリスクアセスメント**です。

2 リスクアセスメントの基本的な手順

スタート

手順1 危険性又は有害性の特定

手順2 危険性又は有害性ごとのリスクの見積り

手順3 リスク低減のための優先度の設定・リスク低減措置内容の検討

手順4 リスクの低減措置の実施

●実施時期

- 設備、原材料、作業方法などを新規に採用し、又は変更するなどリスクに変化が生じたとき実施
- 機械設備等の経年劣化、労働者の入れ替わり等を踏まえ、定期的に実施
- 既存の設備、作業については計画的に実施

手順1　機械・設備、原材料、作業行動や環境などについて危険性又は有害性を特定します。ここでの危険性又は有害性とは、労働者に負傷や疾病をもたらす物、状況のことで、作業者が接近することにより危険な状態が発生することが想定されるものをいいます。危険性又は有害性は「ハザード」ともいわれます。

手順2　特定したすべての危険性又は有害性についてリスクの見積りを行います。リスクの見積りは、特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度と発生可能性の度合の両者の組み合わせで行います。

手順3　危険性又は有害性について、それぞれ見積られたリスクに基づいて優先度を設定します。

手順4　リスクの優先度の設定の結果にしたがい、リスクの除去や低減措置を実施します。

リスク低減措置は、基本的に次の優先順位で検討、合理的に選択した方法を実施します。

① 設計や計画の段階における危険な作業の廃止、変更等

② インターロックの設置等の工学的対策

③ マニュアルの整備等の管理的対策

④ 個人用保護具の使用

3 リスクの見積り例

（1）マトリクスを用いた方法

「負傷又は疾病の重篤度」と「発生可能性の度合」をそれぞれ横軸と縦軸とした表（行列：マトリクス）に、あらかじめ重篤度と可能性の度合に応じたリスクの程度を割り付けておき、見積対象となる負傷又は疾病の重篤度に該当する列を選び、次に発生可能性の度合に該当する行を選ぶことにより、リスクを見積もる方法です。

		負傷又は疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷又は疾病の発生可能性の度合	極めて高い	5		4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

	優先度	
5～4	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要 措置を講ずるまで作業停止 十分な経営資源を投入する必要
3～2	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要 措置を講ずるまで作業停止が望ましい 優先的に経営資源投入
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

（2）数値化による加算法

「負傷又は疾病の重篤度」と「発生可能性の度合」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算（かけ算、足し算等）してリスクを見積もる方法です。

負傷又は疾病の重篤度

致命的	重大	中程度	軽度
30 点	20 点	7 点	2 点

負傷又は疾病の発生可能性の度合

極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
20 点	15 点	7 点	2 点

「リスク」＝「重篤度」の数値＋「発生可能性の度合」の数値

リスク	優先度	
30 点以上	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止／十分な経営資源を投入する必要
10～29 点	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止が望ましい／優先的に経営資源投入
10 点未満	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

4 リスクの低減措置の優先順位

リスク低減措置は、法令で定められた事項がある場合には、それを必ず実施することを前提とした上で、図のような優先順位で可能な限り高い優先順位のものを実施します。

リスク低減措置の検討及び実施

法令に定められた事項の実施（該当事項がある場合）

ア　設計や計画の段階における措置

危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な施行方法への変更等

イ　工学的対策

ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置等

ウ　管理的対策

マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練等

エ　個人用保護具の使用

☆上記ア～ウの措置を講じた場合においても、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られます☆

高

リスク低減措置の優先順位

低

5 リスクアセスメント導入による効果

①職場のリスクが明確になります

職場の潜在的な危険性又は有害性が明らかになり、危険の芽（リスク）を事前に摘むことができます。

②リスクに対する認識を共有できます

リスクアセスメントは現場の作業者の参加を得て、管理監督者とともに進めるので、職場全体の安全衛生のリスクに対する共通の認識を持つことができるようになります。

③安全対策の合理的な優先順位が決定できます

リスクアセスメントの結果を踏まえ、事業者はすべてのリスクを低減させる必要がありますが、リスクの見積り結果等によりその優先順位を決めることができます。

④残留リスクに対して「守るべき決めごと」の理由が明確になります

技術的、時間的、経済的にすぐに適切なリスク低減措置ができない場合、暫定的な管理的措置を講じた上で、対応を作業者の注意に委ねることになります。この場合、リスクアセスメントに作業者が参加していると、なぜ、注意して作業しなければならないかの理由が理解されているので、守るべき決めごとが守られるようになります。

⑤職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります

リスクアセスメントを職場全体で行うため、他の作業者が感じた危険についても情報が得られ、業務経験が浅い作業者も職場に潜在化している危険性又は有害性を感じることができるようになります。

事業場のリスクアセスメント導入事例－その1

1　導入のねらい

次のような状況を受け、トップの意思表明のもとリスクアセスメントを展開することとなった。
①　事業の急拡大に伴い新規採用の若年層に対してノウハウが十分に継承されていない。
②　生産増大に伴う新規設備の導入等により労働環境が変化してきている。

2　実施の流れ

・リスクアセスメントを含めた OSHMS 導入・展開について
　推進計画の策定
↓
・リスクアセスメント手法の進め方について研修を開催
↓
・各部門によるリスクアセスメントの実施
↓
・リスクアセスメント実施結果に対するリスク低減措置の検討
　→　対策によっては、次年度の安全衛生計画へ盛り込む
↓
・リスク低減措置の実施（継続中）
（※5 ページに使用したリスク見積り・評価基準、6 ページに
　実施したリスク低減措置を掲載しています）

3　実施のポイント

①　作業方法の改善の場合は、時として作業者から抵抗を受けるときがあった。特に作業に熟練した作業者からはその傾向が強かった。
　このような場合は、改善の意義や効果を十分に説明し、作業者に理解してもらった。
　改善後は、安全だけでなく、作業面や品質面でもよい結果につながった。

②　恒久的な対策として工学的な対策を実施することが有効であるが、作業性やコスト面を含めて検討する必要があり、どの対策とするか、決定までに苦労した。

4　実施の効果

①　作業者の危険性・有害性のポイントを見る眼が養われた
②　リスクを排除する意識が向上した
③　各作業工程での危険性・有害性のポイントが明らかになった
④　リスクアセスメントを通じて、職場内でリスクの排除に関する対話が活発になった
⑤　効果的なリスク低減措置を検討する眼が養われた

5　今後の課題

リスクの見積りのばらつきを少なくするために、リスクアセスメントの実施を重ねるとともに、見積りの判定基準を自社の実状を踏まえ、更にわかりやすいものにする等の工夫をしていきたい。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第１号
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」

事業者に求められる事項

事業者は、以下の１～５について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。

体制

- **経営トップ**　方針表明
- 労働者の意見を聴く機会や労使で話し合う機会
- 担当者・組織の指定
- 危険源の特定等のリスクアセスメントと対策の検討

具体的取組

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入（本質的に安全なもの）	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入（災害の頻度や重篤度を低減させるもの）
人のリスク	安全衛生教育	メンタルヘルス対策（セルフケア・ラインケア等）	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
人のリスク	安全衛生教育	健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
人のリスク	安全衛生教育	運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等） 健診後の面接指導、保健指導
人のリスク	安全衛生教育	体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供 低体力者への体力維持・向上に向けた指導

ガイドラインの概要

1　安全衛生管理体制の確立

ア　経営トップによる方針表明と体制整備
・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます

考慮事項
・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ　危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
・リスクアセスメントの結果を踏まえ、２以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

考慮事項
・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態
・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

2　職場環境の改善

(1)　身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます

・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

通路を含め作業場所の照度を確保する

警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

水分・油分を放置せず、こまめに清掃する

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

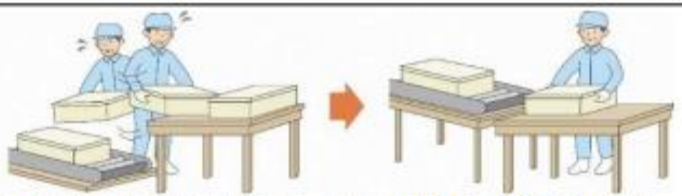

不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

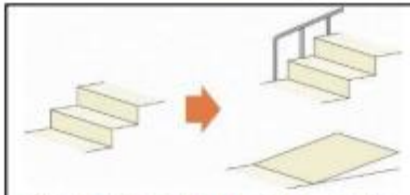

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

防滑靴を利用させる

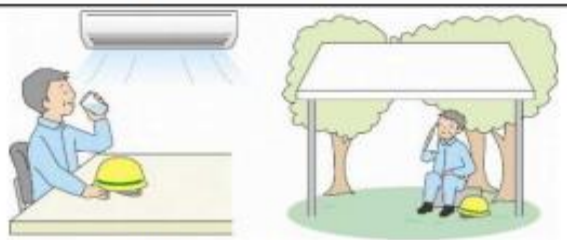

涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

例えば戸口に段差がある時

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

その他の例

・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する

・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する

・パワーアシストスーツ等を導入する

・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する

等

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1)　健康状況の把握

・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します

・その他以下に掲げる例を参考に高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

取組の例

・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します

・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます

(2)　体力の状況の把握

・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます

・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

対策の例

・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します

・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します

・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

考慮事項

・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

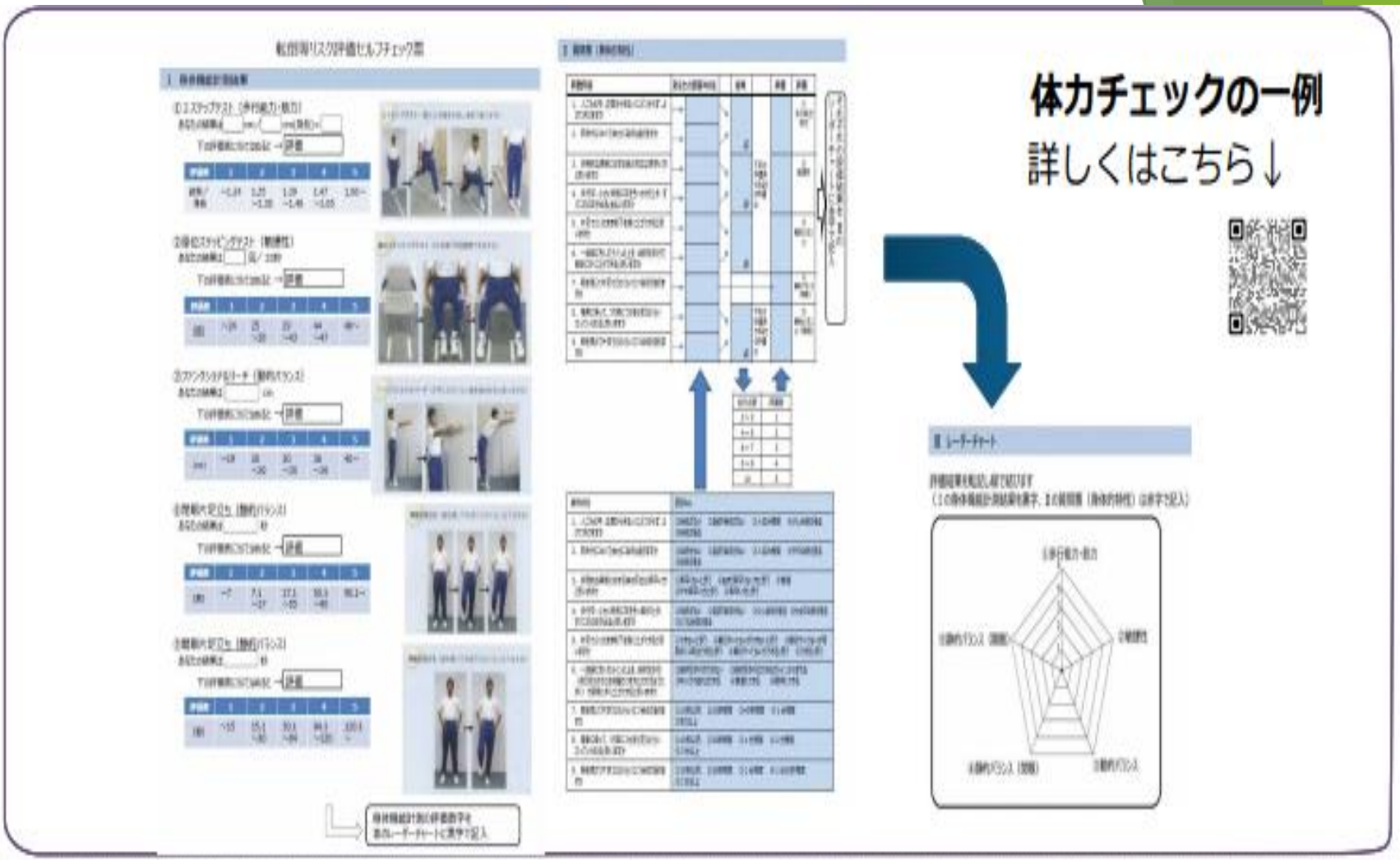

(3)　健康や体力の状況に関する情報の取扱い

　健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

　また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1)　個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます

考慮事項

・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な話合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

(2)　高年齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

考慮事項

・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3)　心身両面にわたる健康保持増進措置

・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
・集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

対策の例

・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）他

5　安全衛生教育

(1)　高年齢労働者に対する教育

・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写　真や図、映像等の文字以外の情報も活用します

・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

考慮事項

・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です

・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります

・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2)　管理監督者等に対する教育

・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解**し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます

・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします

・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します

・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます

・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます

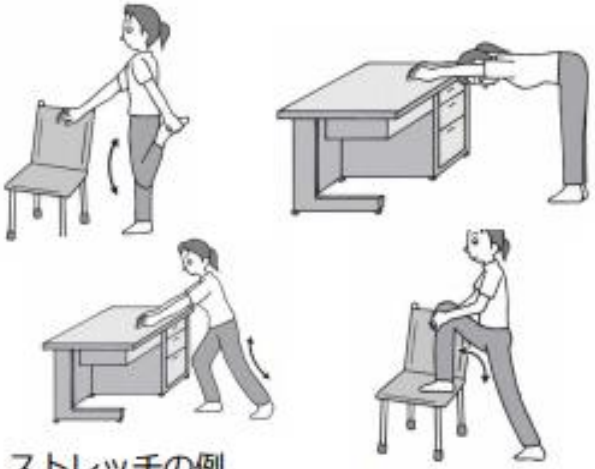

ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

全国安全週間実施要綱

1　趣　旨

全国安全週間は、昭和３年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和６年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業４日以上の死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和５年３月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次３年目となる令和７年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和７年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と　築く安全　未来の職場

2　期　間

７月１日から７月７日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、６月１日から６月30日までを準備期間とする。

7　主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

(1) 安全広報資料等を作成し、配布する。

(2) 様々な広報媒体を通じて広報する。

(3) 安全パトロール等を実施する。

(4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。

(5) 安全衛生に係る表彰を行う。

(6)「国民安全の日」(7月1日) の行事に協力する。

(7) 事業場の実施事項について指導援助する。

(8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

9　実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

（1）安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

（2）安全パトロールによる職場の総点検の実施

（3）安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

（4）労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ

（5）緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

（6）「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10　実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

（1）安全衛生活動の推進

①　安全衛生管理体制の確立

ア　年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ　経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ　安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

エ　労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるＰＤＣＡサイクルの確立

②　安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア　経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ　就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

ウ　災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

エ　労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③　自主的な安全衛生活動の促進

ア　発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ　職場巡視、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④　リスクアセスメントの実施

ア　リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ　ＳＤＳ（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤　その他の取組

ア　安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ　外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ　「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

（２）業種の特性に応じた労働災害防止対策

①　小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア　全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ　経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ　職場巡視、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ　安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ　パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

②　陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア　荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ　荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ　積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ　歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ　トラックの逸走防止措置の実施

カ　トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③　建設業における労働災害防止対策

ア　一般的事項

（ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

（イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

（ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

（エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

（オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

（カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

（キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ　「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ　令和６年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④　製造業における労働災害防止対策

ア　機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ　機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ　作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ　高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ　製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

カ　機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤　林業の労働災害防止対策

ア　チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ　木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

（３）業種横断的な労働災害防止対策

①　労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア　作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ　照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ　「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ　運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ　中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ　「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン）

ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤　業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア　請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施

イ　安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ　その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

熱中症について

熱中症とは

- 熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、循環調節や体温調節などの体内の重要な調整機能が破綻するなどの体内の重要な調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称です。
- 症状として、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害、痙攣・手足の運動障害、高体温などが現れます。

今回の法改正

- 労働安全衛生規則第６１２条の２　第1項
- 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

「暑熱な場所」

・湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又はの場所をいい、必ずしも事業場内外の気温が31度以上特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む趣旨であること。

湿球黒球温度（WBGT）

暑さ指数(WBGT)は、Wet Bulb Globe Temperature（湿球黒球温度）の略称で、下記の測定装置の3種類に測定値（黒球温度、湿球温度及び乾球温度）をもとに算出されます。

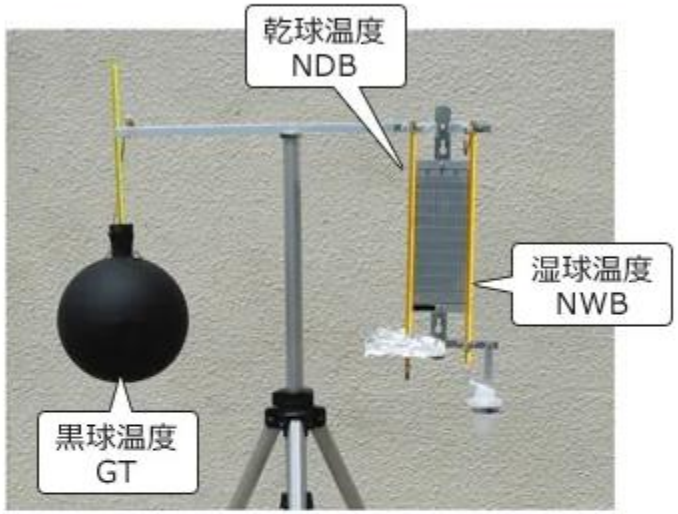

暑さ指数(WBGT)測定装置

実際の観測の様子

- 黒球温度（GT:Globe Temperature）は、黒色に塗装された薄い銅板の球（中は空洞、直径約15cm）の中心に温度計を入れて観測します。黒球の表面はほとんど反射しない塗料が塗られています。この黒球温度は、直射日光にさらされた状態での球の中の平衡温度を観測しており、弱風時に日なたにおける体感温度と良い相関があります。
- 湿球温度（NWB:Natural Wet Bulb temperature）は、水で湿らせたガーゼを温度計の球部に巻いて観測します。温度計の表面にある水分が蒸発した時の冷却熱と平衡した時の温度で、空気が乾いたときほど、気温（乾球温度）との差が大きくなり、皮膚の汗が蒸発する時に感じる涼しさ度合いを表すものです。
- 乾球温度（NDB:Natural Dry Bulb temperature）は、通常の温度計を用いて、そのまま気温を観測します。

暑さ指数(WBGT)の算出式

屋外での算出式

WBGT =0.7 × 湿球温度 ＋ 0.2 × 黒球温度 ＋ 0.1 × 乾球温度

屋内での算出式

WBGT =0.7 × 湿球温度 ＋ 0.3 × 黒球温度

※WBGT、湿球温度、黒球温度、乾球温度の単位は、摂氏度(℃)

また、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、上記の場所において、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業をいうこと。なお、非定常作業、臨時の作業等であっても上記の条件を満たすことが見込まれる場合は対象となること。

暑熱な場所に該当するか否かは、原則として作業が行われる場所で湿球黒球温度又は気温を実測することにより判断する必要があるが、例えば、通風のよい屋外作業について、天気予報（スマートフォン等のアプリケーションによるものを含む。）、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能な場合には、これらを用いても差し支えないこと。

「当該作業に従事する者」とは、労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含むものであること。

「報告をさせる体制の整備」

・報告する者とは・・・作業場の責任者等
・連絡方法・・・上記者の携帯電話※
※電話が取れない場合は、副責任者を定めておくことも良い
※責任者の現場巡視、バディ制、ウェアラブルデバイスを使った管理を推奨

「作業員への周知」

作業日の作業開始前までに行っておく必要があるが、夏季の屋外作業のように、一定期間、暑熱環境下で作業を行うことが明らかな場合は、十分な余裕をもって体制を整え、当該作業に従事することが見込まれる者に周知しておくよう努めること。

「周知方法」

報告先等が作業者に確実に伝わることが必要

作業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達等口頭によること

伝達内容が複雑である場合など口頭だけでは確実に伝わることが担保されない場合や、朝礼に参加しない者がいる場合なども想定されるため、必要に応じて、複数の手段を組み合わせて行うこと

- 労働安全衛生規則第６１２条の２　第2項
- 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

「手順等の周知及び時期」については，１項と同じ

「身体の冷却とは」

作業着を脱がせて水をかけること、アイスバスに入れること、十分に涼しい休憩所に避難させること、ミストファンを当てること等の被災者を体外から冷却する措置のほか、アイススラリー（流動性の氷状飲料）を摂取させる等の被災者を体内から冷却する措置が挙げられる

「熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順等」

手順等の作成に当たっては、必要に応じて、別添を参考にされたいが、必ずしもこれらによらず、作業場所及び作業内容の実態を踏まえて、事業場独自の手順等を定めて差し支えないこと

熱中症による健康障害発生時の対応計画

熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の汗、痙攣 等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむ返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

作業離脱、身体冷却

責任者○○○○

（電話○○-○○○○）

医療機関

○○病院

住所：○○市○○町○-○

電話：○○-○○○○

意識の異常

「意識の有無」だけで判断するのでなく、①返事がおかしい、②ぼーっとしているなど、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当

判断に迷う場合は、安易な判断は避け、 #7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと

異常等あり

異常等なし

救急隊要請

自力での水分摂取

できる

できない

※医療機関までの搬送の間や経過観察中は、1人にしない（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

医療機関へ搬送

経過観察

回復しない、症状悪化

回復

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

熱中症による健康障害発生時の対応計画

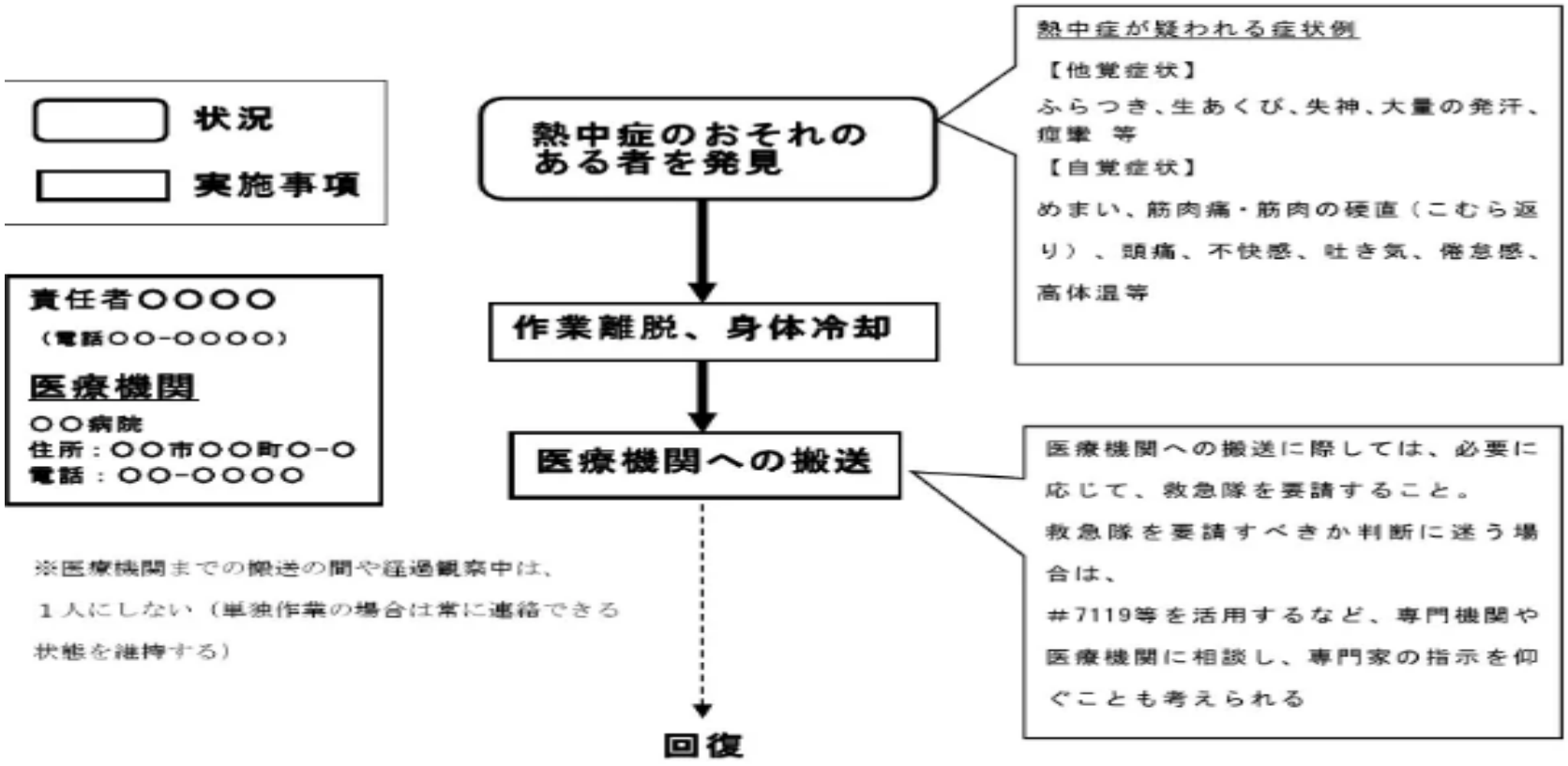

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

事業場における報告先の掲示例

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者OOOO（電話OO-OOOO）
代理　OOOO（電話OO-OOOO）

「熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順」等については、あらかじめ、事業場における緊急連絡網、搬送先となる医療機関の連絡先（当該医療機関の所在地を含む。）を定めた場合には、これらも含めて手順例等に記載することが望ましいこと

熱中症については、帰宅後も含め、時間が経ってから症状が悪化することがある。このため、事業場における回復の判断は慎重に行うことが重要である。回復後の体調急変等により症状が悪化する場合は、直ちに医療機関を受診する必要があるため、その旨を回復後の作業者に十分理解させるとともに、体調急変時の連絡体制や対応（具合が悪くなったら本人や家族が救急搬送を要請する、事業者側から様子を伺うための連絡を取る等）を、事業場の実態を踏まえて、あらかじめ定めておくことが重要であること

職場における熱中症予防基本対策要綱

概要

① WBGT 値（暑さ指数）の活用

→WBGTの測定

→WBGT値の留意事項（作業服による補正、健康な労働者を基準にしていること）

→WBGT基準値に基づく評価等（冷房等活用し、値を下げること）

②熱中症予防対策

→作業環境管理（WBGTの低減措置・・・遮蔽物、屋根、冷房措置、扇風機を設置、通風が悪い場所では散水）

→休憩場所の整備等（冷房の効いた休憩場所を設置、日陰の休憩場所を設置）

→休憩場所の整備等
・・・冷房の効いた休憩場所を設置、日陰の休憩場所を設置
・・・氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品を設置
・・・水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう高温多湿作業場所に飲料水を設置
③作業管理
→作業時間の短縮
→暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）
※一時作業を離れて別の作業（事務員）をした者が復帰した場合は再度暑熱順化をすること
→水分及び塩分の摂取
→服装等
空調付作業着、通気性の良い服、帽子

→休憩場所の整備等
・・・冷房の効いた休憩場所を設置、日陰の休憩場所を設置
・・・氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品を設置
・・・水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう高温多湿作業場所に飲料水を設置
③作業管理
→作業時間の短縮
→暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）
※一時作業を離れて別の作業（事務員）をした者が復帰した場合は再度暑熱順化をすること
→水分及び塩分の摂取
→服装等
空調付作業着、通気性の良い服、帽子

→作業中の巡視
→連絡体制の整備
④健康管理
→健康診断に基づく対応
・・・異常所見がある場合（例えば糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等）は、就業場所の変更、作業の転換等適切な措置を講ずること
→日常の健康管理等
・・・睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等
→労働者の健康状態の確認
・・・作業開始前に健康状態を確認
作業中は、巡視し、異常がないか確認
→身体等の状況の確認
・・・休憩所に体温計、体重計を設置し必要に応じ身体の状況を確認出来るようにすること

⑤労働衛生教育（管理者、作業者）
→熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急措置、熱中症の事例
　※入場者教育の際、資料を用いて教育すること
⑥救急処置
→緊急連絡網の作成、周知
→救急措置

参考資料

1. 職場における熱中症による死傷者数

(1)死傷者数の推移

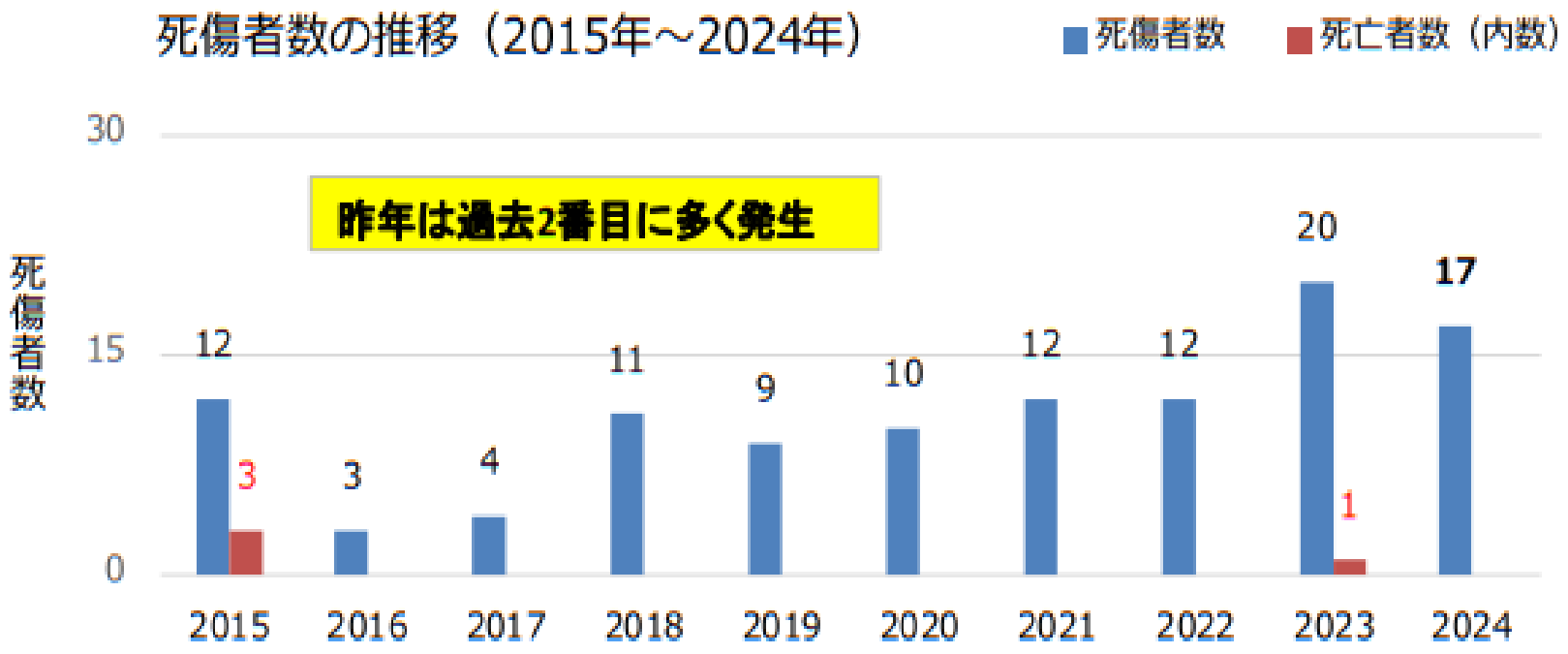

(2)時間帯別死傷者数

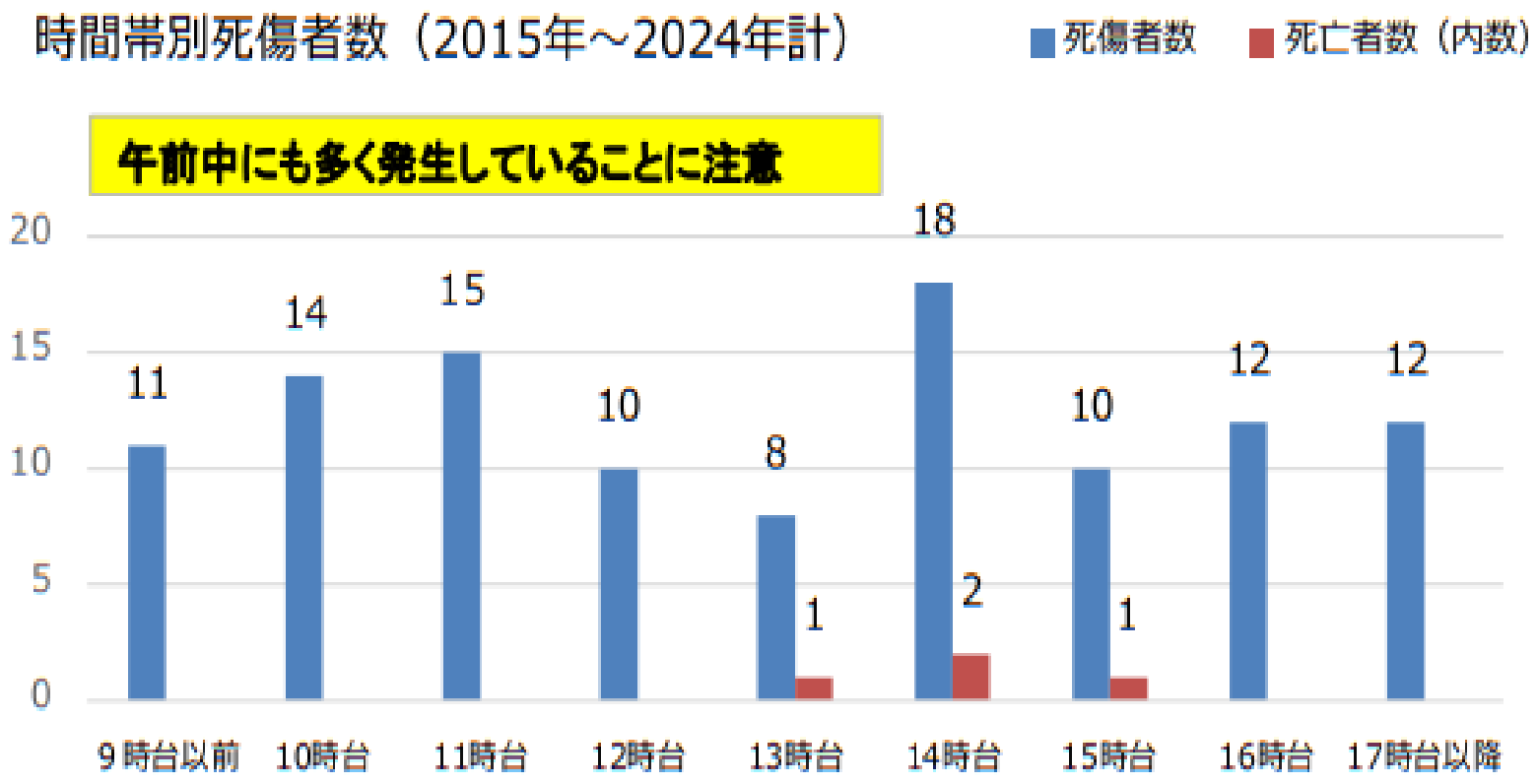
時間帯別死傷者数（2015年～2024年計）
死傷者数
死亡者数（内数）
午前中にも多く発生していることに注意
20
15
10
5
0
11
14
15
10
8
1
18
2
10
1
12
12
9時台以前
10時台
11時台
12時台
13時台
14時台
15時台
16時台
17時台以降

(3)月別死傷者数

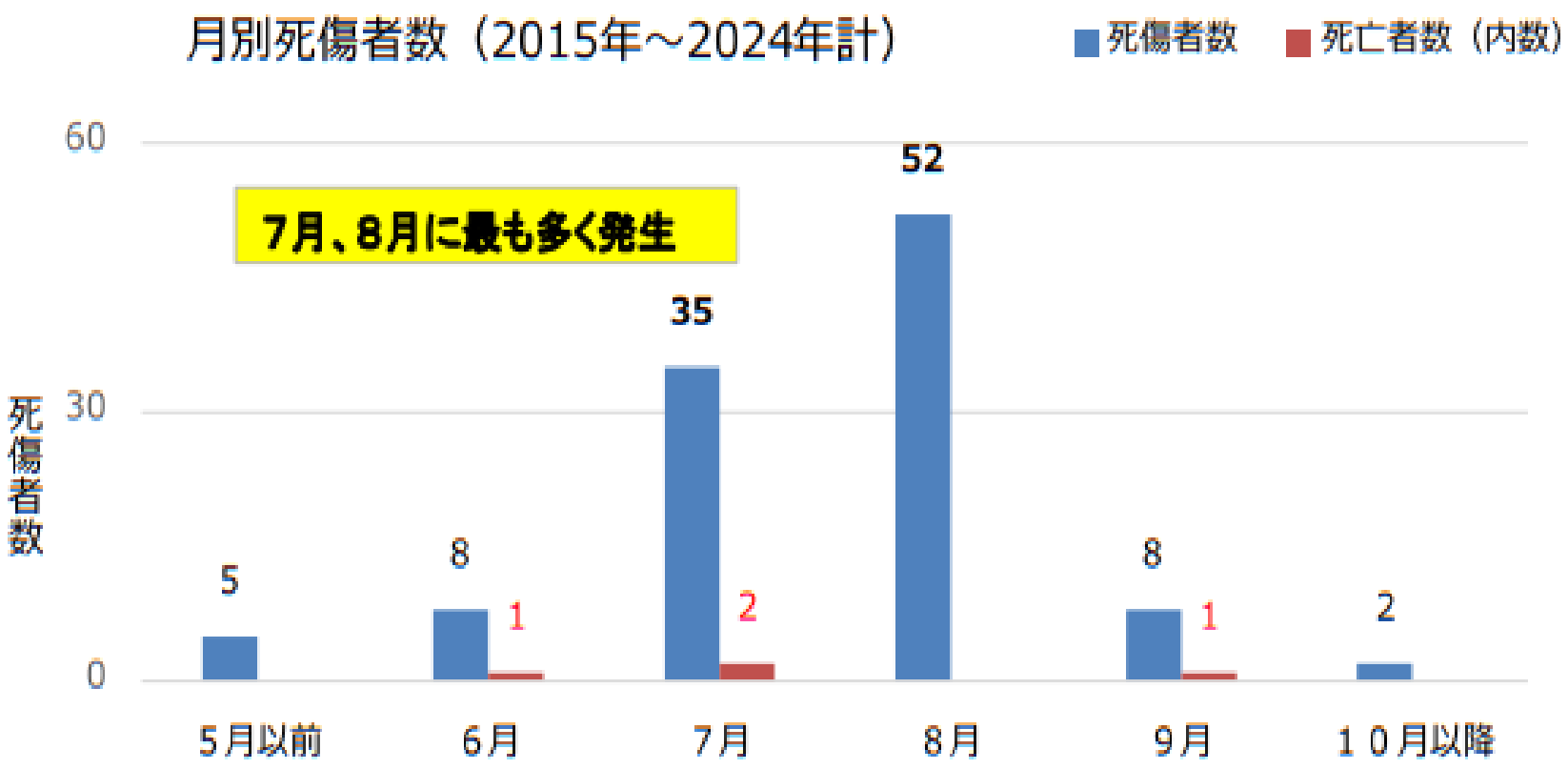
月別死傷者数（2015年～2024年計）
死傷者数
死亡者数（内数）
7月、8月に最も多く発生
死傷者数
60
30
0
5
8
1
35
2
52
8
1
2
5月以前
6月
7月
8月
9月
１０月以降

(4)業種別死傷者数

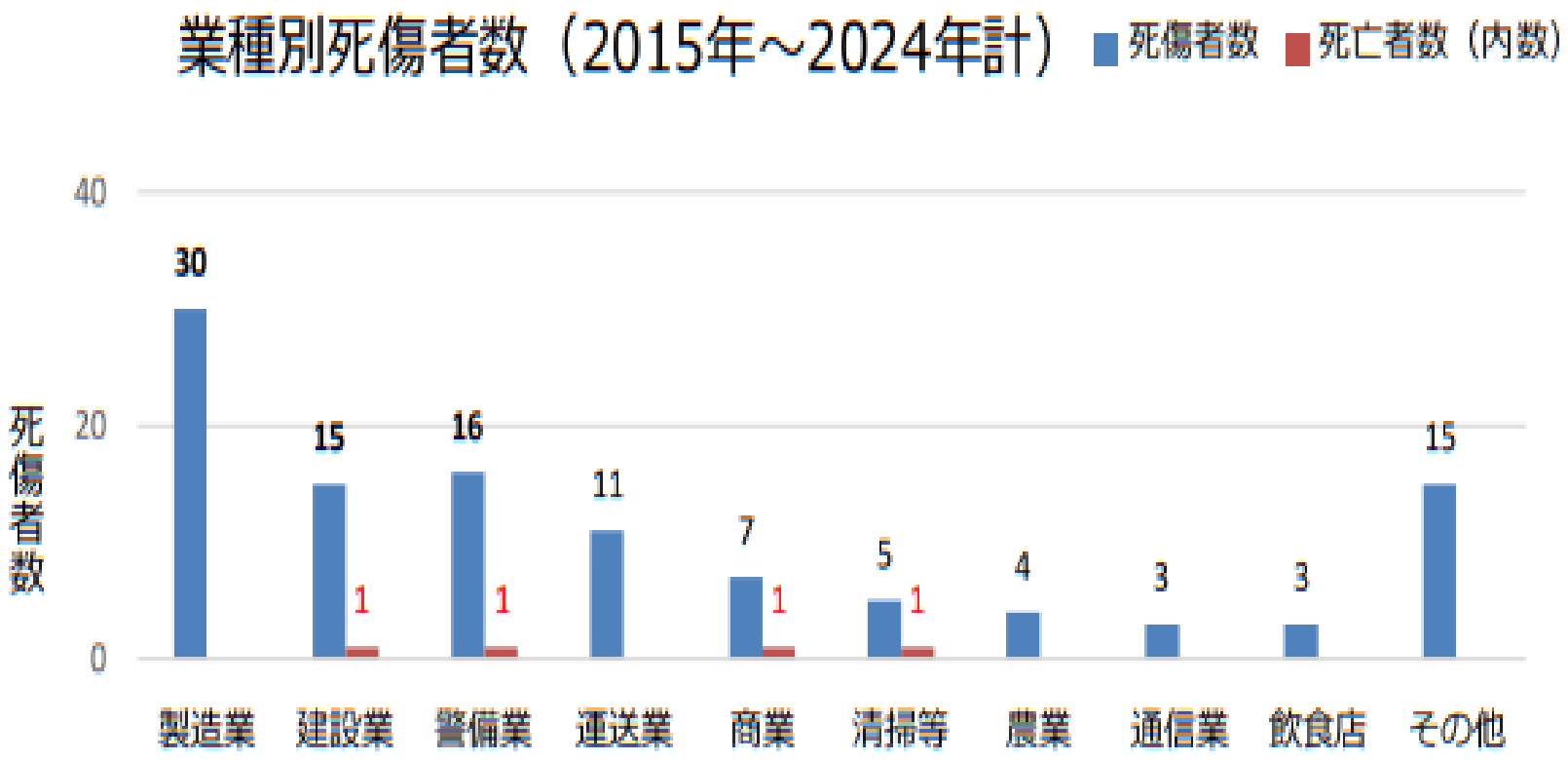
業種別死傷者数（2015年～2024年計）
死傷者数
死亡者数（内数）
死傷者数
40
20
0
30
15
1
16
1
11
7
1
5
1
4
3
3
15
製造業
建設業
警備業
運送業
商業
清掃等
農業
通信業
飲食店
その他

令和６年　栃木県内の職場における熱中症労働災害発生状況

栃木労働局

番号	発生月 時間帯	業種 事業場規模	災害の概要
1	６月 14時～15時	建築工事業 10人～29人	工事現場において、道路舗装復旧工事の作業を朝からしていたところ、足がつるなどの症状が出たもの。
2	７月 19時～20時	金属製造業 10人～29人	被災者は朝から頭痛の症状があったため、会社が帰宅するよう諭したが、大丈夫との返答を受け通常作業に従事した。定時に業務を終了し、帰宅後体調がすぐれず、病院を受診したところ、熱中症と診断された。
3	７月 ８時～９時	土石製品製造業 50人～99人	朝礼で担当者からの注意事項を聞いていたところ、気分が悪くなり、その後、熱中症と診断された。
4	７月 11時～12時	農業 １人～９人	収穫作業中、機械で収穫しきれなかったため、手作業で刈り取り作業をしていたところ、熱中症に係り救急搬送された。作業時の気温は35度であった。
5	７月 15時～16時	警備業 100人～299人	高温多湿の炎天下の屋外で誘導業務に従事中していたところ、11時頃から具合が悪くなり、15時頃には嘔吐をするようになり、その後、緊急搬送された。
6	７月 15時～16時	教育研究業 30人～49人	炎天下で、プール掃除をしていたところ、体調が悪くなり、熱中症となった。
7	７月 16時～17時	通信業 30人～49人	バイクで配達後、記者中に手のしびれを感じ、その後、水分補給を行ったが、回復せず、緊急搬送となった。
8	７月 10時～11時	社会福祉施設 10人～29人	介護施設にて利用者の入浴介助を行った後、浴槽の清掃を行った。清掃後、ふらつきがあり、しゃがみこんだため、別の職員が休憩室に移動させ、休憩をとらせた。その後、早退し病院を受診した。
9	７月 11時～12時	パルプ・紙・紙加工品製造業 10人～29人	取引先敷地内において、炎天下（気温39度前後）の中、機械搬出のため玉掛作業中、熱中症の症状が出た。
10	８月 16時～17時	畜産業 100人～299人	外気温が高い中、牛舎内にて、子牛が飲み終えた哺乳瓶を熱湯で洗っていた際に、熱中症になった。
11	８月 18時～19時	建築設備工事業 １人～９人	解体復旧工事現場において、玉掛作業やコンクリート穴あけ、ホールアンカーの打ち込み作業を行った後、帰宅。帰宅1時間後から全身のしびれ、筋肉の硬直が発生し始めたため、救急搬送された。
12	８月 15時～16時	ゴルフ場 100人～299人	キャディ業務中、グリーン脇にて熱中症により倒れ、救急搬送された（当日の最高気温は35度）。

13	８月	非鉄金属製造業	溶解炉の作業を朝から行っていた。午後4時頃に違和感はあったが、作業を継続した。午後7時50分頃、急に気分が悪くなり、足がつって、歩行が困難になり、改善しなかったため、病院に救急搬送された。
	19時～20時	30人～49人	
14	８月	農業	田圃の土手を肩掛け草刈り機を使って草刈りをしていたところ、気分の悪さを感じたが、作業を継続した。帰宅後に急変し、医療機関を受診した。
	17時～18時	１人～９人	
15	９月	警備業	道路工事現場にて、交通誘導業務に従事していた際、急に足がつり、立ち眩みを起こして倒れてしまい、救急車にて搬送された。
	16時～17時	10人～29人	
16	９月	警備業	道路舗装修繕工事における交通誘導業務中に眩暈がしたため、同僚に無線で伝えようとしたが、気を失い、倒れた。
	10時～11時	10人～29人	
17	９月	警備業	自動車オークション会場にて、車両の確認作業中、屋内守衛所の冷房の効きが悪く、室温が上昇したため、熱中症を発症した。
	11時～12時	100人～299人	

- ご清聴ありがとうございました。